

平成 2 0 年 第 2 回
箕面市教育委員会臨時会会議録

箕面市教育委員会

平成20年第2回
箕面市教育委員会臨時会会議録

1. 日 時 平成20年9月18日(木) 午後3時00分

1. 場 所 箕面市役所 本館3階 委員会室

1. 出席委員 委 員 長 小 川 修 一 君
委員 長 職務 代理 者 白 石 裕 君
委 員 坂 口 一 美 君

1. 付議案件説明者

教育 長 職務 代理 者 重 松 剛 君
教 育 次 長 森 田 雅 彦 君
教 育 推 進 部 長
教育 推 進 部 総 務 次 長 稲 野 公 一 君
兼 次 長 (教育 政策 ・ 学校 管理 担当)
兼 教 育 政 策 課 長
教 育 推 進 部 次 長 若 狭 周 二 君
(学校 教育 ・ 人 権 教育 担当)
兼 学 校 教 育 課 長
教 育 推 進 部 次 長 森 井 國 央 君
(教 職 員 ・ 教 育 セ ン タ ー 担 当)
兼 教 職 員 課 長
人 権 教 育 課 長 笹 川 実 千 代 君
教 育 セ ン タ ー 所 長 加 賀 康 弘 君

1. 出席事務局職員

教育 政策 課 担 当 主 査 高 橋 勝 代 君
教 育 政 策 課 森 貴 美 君
学 校 教 育 課 長 補 佐 中 村 香 君
教 育 セ ン タ ー 課 長 補 佐 松 山 尚 文 君

1. 議事日程

- 日程第 1 会議録署名委員の指定
- 日程第 2 平成20年度全国学力・学習状況調査に関する調査結果取扱いの件

(午後3時00分開会)

委員長(小川修一君) : ただ今から、平成20年第2回箕面市教育委員会臨時会を開催します。議事に先立ちまして、事務局に「諸般の報告」を求めます。

(事務局報告)

委員長(小川修一君) : ただ今の報告のとおり、本日の出席委員は3名で、本委員会は成立しました。

委員長(小川修一君) : それでは、日程第1、「会議録署名委員の指定」を行います。本日の会議録署名委員は、箕面市教育委員会会議規則第4条第2項の規定に基づき、委員長において坂口委員を指定します。

委員長(小川修一君) : 次に日程第2、議案第52号「平成20年度全国学力・学習状況調査に関する調査結果取扱いの件」を議題とします。議案の朗読を省略し、提案理由を教育推進部学校教育課長に求めます。

学校教育課長(若狭周二君) : 本件は、平成20年4月22日に文部科学省が実施主体となり全国の市町村の理解と協力により実施されました「平成20年度全国学力・学習状況調査に関する調査結果」が、平成20年8月29日に返却されました。その調査結果について、取扱いを協議するため提案するものです。

委員長(小川修一君) : 提案理由にもありましたが、本年度は、8月29日に、各市町村、各学校に平成20年度全国学力・学習状況調査の結果が返却されました。事務局では、昨年度と同様に、指導主事をメンバーとする分析チームを編成して、市内全体の調査結果の分析をし、各学校においては、先生方による「校内分析チーム」を編成し、成果と課題等の分析を開始されたと聞いています。8月29日に調査結果が返却されるや、新聞報道などで、大阪府知事が府教委に市町村別データの公表を要請することが報じられました。府教委においては、当初、教育長が「過度の競争や序列化を防ぐため、市町村名を明らかにした公表はし

ない」と発言され、度重なる知事の要請にも「非公表を求める文部科学省の通知は重く、府教委は開示できない」と回答されてきたところです。さらに、文部科学省の事務次官が「自主的な公表を市町村に要請するのは問題ない」と発言し、鈴木文部科学大臣は、「市町村ごとの切磋琢磨はあっていい。公表をいい方向に生かして欲しい」との発言が新聞紙上をにぎわしました。府教委は、実施要領に基づいた、「市町村教育委員会の自主的な判断で公表はできる」ことから、市町村教委に対して「自主的に結果を公表することを求める方針」を固めたとの報道がありました。さらに、府教委は、「保護者への説明責任を果たすように市町村教委に助言をするが、数値の公表だけが説明とは限らない」趣旨の発言もありました。また、9月10日に市町村教育長会議が開催され、その席で府教委から各市町村教委に「調査結果の取扱い」について要請があったと聞いています。縷々報道はありましたが、本日は、本市における本年度の調査結果の取扱いについて協議したいと思います。9月5日付朝刊で、倉田市長が「箕面市の全国学力テストの平均正答率などの公表を強く市教委に要請する方針を示した」との報道がありました。実際に事務局へどのような要請がありましたか。

教育次長（重松剛君）： 9月5日の午前中に市長から事務局教育次長である私に口頭で「全国学力・学習状況調査の本市の平均正答率などの公表」の要請を受けました。内容については、子どもたちに身近に接して教育を実施しているのは市町村単位の教育委員会であるのだから、市単位の結果を公表してはどうかという趣旨の要請でした。その結果、当日9月5日に各教育委員会委員にこの市長の要請の旨をお伝えしました。その際に、教育委員会委員長から、今後、各教育委員会委員と事務局とで協議を進めながら、加えて、9月10日の市町村教育長会議の内容も待って、事務局と協議しながら進めていきたい。また、当然、教育委員会会議で決定することですので、それまでに何度か協議会を重ねて、意見調整を図ろうとご指示いただきました。同時に、もし仮に平均正答率を含めた公表をする場合の様式と平均正答率を含めない従来の形での公表の様式と2通りの案を作っておくようにとのご指示を受けたのが、市長の要請を受けてからの教育委員会の動きです。

委員長（小川修一君）： 教育次長の説明の中で、「市町村教育長会議」とありました。これは府内の各市町村の教育長から構成されている会議ですが、当日、出席した森田部長から、会議の内容について報告してください。

教育推進部長（森田雅彦君）： 9月10日、大阪府庁で開催された、

「大阪府市町村教育長会議」の内容については、その日の夜、教育委員会委員に報告し、協議をしていただきましたが、再度報告します。まず、総山府教育委員会教育長から、『文部科学省の「平成20年度全国学力・学習状況調査」に関する実施要領に基づき、市町村教育委員会において、保護者、地域住民に説明責任を果たし、理解、協力を得るために結果の公表を行ってほしい』との要請がありました。その際、実施要領において、結果公表の判断は、市町村教育委員会に委ねられていること。知事から強い要請があったが、実施要領に基づいて結果を公表することは昨年度から変わっていないこと。なお、「平均正答率を含む結果公表」にあたっては、『この調査で測定できる学力は、特定の一部分であり、調査結果の分析結果を踏まえ、今後の改善施策などを併せて示すなど、序列化につながらないように願います』とのことでした。協議会では、橋下知事の様々な発言について意見や質問が出されました。平均正答率を含む結果の公表については、序列化を生む危惧や小規模の町村の課題が出されました。また、結果公表については、教育委員会の責任のあり方、形式や時期等についてどうするのかを府教委に示してほしいとの要望がありましたが、結果の公表については、実施要領にあるように各市町村の判断に委ねられていることから、それぞれの市町村教委で判断し、結果を公表していくこととなりました。なお、箕面市においては、8月末に日本で最年少の倉田市長が就任されたこと、9月5日に市の平均正答率を含む結果公表について要請があったこととその考え方、結果の取扱いについては、あくまで教育委員会として検討していることを他の教育長に説明したところです。

委員長（小川修一君）： 倉田市長の要請のこと、市町村教育長会議のこと、再確認しました。先ほどの教育次長の報告にもありましたが、この間、私も教育委員会委員は、事務局と何度か協議会をもちました。事務局から、「昨年度の調査結果の取扱い」に関する課題や今年度の取扱いについて、具体的には、本市として、平均正答率等の数値を公表することについて、どのように考えるのかなどについて協議を進めてきました。それでは、この協議会の内容について、再度確認したいので、総務次長から報告をお願いします。

教育推進部総務次長（稲野公一君）： この間の事務局と教育委員会委員との協議経過ですが、9月5日に倉田市長から「平均正答率を含めた結果の公表をしてほしい」との要請を受けて以降、事務局から電話で各委員に状況を報告した後、4回に亘って、事務局へお越しいただき、協議をしてきました。具体的には、9月8日の夜に、今後の対応について、

協議いただき、9月10日の府教委の説明会で、平均正答率を公表する理由や根拠をよく聞いた上で判断していくことを確認するとともに、9月10日には、府教委の説明会終了後の夜にご集合いただき、府教委の説明内容をご報告し、特に方針が昨年と変わった点などを確認した上で、調査の目的が教育施策の改善にあることから、単に数値を公表するかどうかではなく、次なる教育施策の改善につなげていくことや、過度の競争につながる恐れのある学校ごとの数値の公表はしないことなどについて、協議いただきました。次に、9月10日の協議においては、倉田市長の意向を直接確認したい旨のご発言がありましたので、9月12日に市長が教育委員会委員と直接お会いになり、調査結果を直接的に生かしていくのは市町村なので、その単位での公表は必要であると考えているなどの話をされました。また、平均正答率を含めた公表と、含めない公表の2つのパターンで比較して協議していくこととされました。そして、昨日の9月17日に、本日、臨時教育委員会会議を開催することを決定されるとともに、平均正答率を含めた公表案と、含めない公表案2つを議案として、その両面から、メリット、デメリットなどを検討し、箕面市教育委員会として、主体的な判断をしていくことが確認されました。

委員長（小川修一君）： これまでのことで、各委員から何かありませんか。

委員（坂口一美君）： これまで協議会を4回開催し、協議を進めてきましたが、内容については、総務次長から報告があったとおりです。ここで、昨年度の「調査結果の取扱い」と「公表方法」についての報告を学校教育課長に求めます。

学校教育課長（若狭周二君）： 本調査の目的を確認させていただきます。平成20年度全国学力・学習状況調査に関する実施要領に3点あります。国の目的、各教育委員会、学校等の目的、各学校の目的となっております。調査結果の取扱いについては、「市町村教育委員会が、保護者や地域住民に対して説明責任を果たすため、当該市町村における公立学校全体の結果を公表することについては、それぞれの判断に委ねること」という根拠に基づいて、昨年度は全体の状況については、調査結果を分析チームで分析し、文章で公表しました。このときは、平均正答率等の数値公表については公表していません。分析、文章作成にあたっては、指導主事による分析チームを組織し、学力調査と同時に質問紙調査の分析を行いました。一次報告として、国語、算数・数学の学力調査の結果について全国との関係においてどのような状況であったかを分析

し、文章で公表しました。また、二次報告も作成し、学習状況調査、いわゆる児童生徒質問紙調査、学校質問紙調査について、全国的な状況との関係において、分析しました。なお、公表については、学校教育課ホームページ、別館1階の行政資料コーナーで公表しました。各学校においては、校内で分析チームを構成いただき、それぞれ分析を行い、自校の成果と課題を明らかにし、文章で公表しました。ちなみに、学校により、学校によっては、ホームページ、学校協議会などで地域、保護者の皆様にお伝えしたと聞いています。

委員（白石裕君）：教育委員会では、学校教育課のホームページあるいは、1階の行政資料コーナーで昨年度の公表をしています。ところが、わかりにくいというのが、率直な印象です。本調査は競争を目的とするものではなく、すべての子どもたちの学力や学習状況を把握し、分析して、箕面の教育、教育施策の成果と課題を明らかにして、その見直しを図ることが重要な調査の目的だろうと思います。その観点で、昨年度の分析結果を受け、教育委員会として、どのような具体的な取組をしたのですか。

学校教育課長（若狭周二君）：事務局には、学校教育課、教育センター、教職員課、人権教育課等がありますが、最初に、学校教育課としての報告をします。昨年度の調査結果の分析を踏まえて、成果と課題がありましたので、まず「学力向上」として、どのような取組が必要なのか、施策を推進するためにはどうしていくのかを事務局で検討しました。あくまでも、本調査で測定できる学力は特定の一部であるという大前提のもとに、授業内容の工夫改善はもとより、学校に登校したくてもできない子どもたち、家庭で様々な課題を抱えている子どもたち、いわゆる「しんどい子どもたち」への支援をどのようにしていくのか、子どもたちが学習に集中できる学習環境を作るためには、どのような施策が必要であるのかを縷々協議しました。その中で、学校教育課としては、既存の施策の充実とともに、新しい施策を模索しました。その結果、7次加配として、加配教員を中心とした、少人数指導や習熟度別指導など、現在の施策を充実させる取組を推進することとしました。また、加配教員の有効活用について府教委とも協議し、結果として、配置換えをしました。さらに、学習環境の充実の観点で、子どもたちが安心して学べることから、市単独の予算で、生徒指導の推進・充実のために生徒指導担当者授業支援員の配置校を増加しました。加えて、子どもたちの問題行動等の背景は様々ありますが、取り巻く環境が大きく影響を与えていることから、環境改善等のため、社会福祉に関して専門的な知識や経験を持

っているSSW(スクールソーシャルワーカー)を各学校の求めに応じ
て派遣してきました。これらの取組により、保護者の皆様からは、「子
どもが安定してきた」「学校の様子を話すようになった」などの声をい
ただいています。結果として、子どもたちが学習に少しでも意欲的にな
ってくれたことができたと考えています。

委員(坂口一美君) : 昨年、本市では「国語の活用力」について一定
の課題があったと報告を受けていますが、具体的に先生方の指導方法の
工夫や改善について教育センターでは教職員の資質向上、とりわけ、
「国語の活用力」に関する研修等の見直しや充実について教えてください。

教育センター所長(加賀康弘君) : 教育センターでは、従来より、授
業向上のための研修を行っており、先生方の授業力の改善は着実に進ん
でいます。また、昨年度の結果を踏まえて、本年度も研修、研究を行っ
ています。まず、本年度は特に、昨年度の結果を受け、小学校、中学校
の国語科の授業力を向上するために単なる研修ではなく、連続講座とし
て1年間に亘った研修を行っています。また、国語科においては、特に
「読解力」に課題が見られるとの調査結果が出たので、教育センターと
しては、研究員のテーマとして取り上げ、大学の先生の指導のもとに研
究を進めています。この研究結果は、表にまとめ、また各校で活用して
いただきます。同時に、各校においても、本調査の分析・研究をしてい
ただいているので、各校での研究を支援するために「校内研究担当サポ
ート講座」「学校チーム力向上連続講座」と学校力自体の向上をめざし
た研修も実施しています。本年度は、夏季休業中に53講座の研修を実
施しましたが、多数の先生方の参加をいただき、熱心な研修が行われま
した。

委員(白石裕君) : 今年から本市独自で、教育専門員制度をスタート
させましたが、この背景には、本調査の結果の分析が生かされていると
考えていいのですか。

教職員課長(森井國央君) : 教育専門員は、若手教員の育成、指導力
の向上を目的として、退職校長2名を教育センターに配置しています。
業務の主な内容としては、若手教員の授業力の向上をめざすもので、こ
れは、子どもたちの学力の向上につながるものと考えています。この教
育専門員は、市内の小・中学校を定期的に訪問し、初任者及び採用後2
年目、3年目の教員を中心として授業参観をした後、研究協議の場を持
ち、指導助言をしています。当然そこでは、学力調査の結果に基づく課
題等も踏まえた指導も行っています。今後、若手教員が大量に学校に入

って来る時期になります。調査の結果を活用し、若手教員の授業力の向上を図ることで長期的な学力向上をめざした事業として進めていきたいと考えています。

委員(坂口一美君) : 子どもたちに実際に教えていただいている教員、新規採用の先生も含めた支援として教育専門員制度や教育センターでの教員対象の研修の見直しなど、事務局として既存の施策の充実や新たな施策の展開をされ、子どもたち一人ひとりの教育に反映されていることが、説明で十分わかりました。ですが、子どもたちの学習環境の改善や子どもたちの豊かな成長を保障する一人ひとりの人間を大切にする教育が本市の教育であると思いますが、その観点から本調査はどのように生かされていますか。

人権教育課長(笹川実千代君) : 本市では、従前から「ともに学び ともに育つ」教育を市民の皆様のご支援、ご協力のもと、進めています。具体的には、一人ひとりの子どもたちのニーズに応じたサポートを行うべく、生徒指導担当者、支援教育担当者、人権教育担当者と学校がチームになって、校内体制を整備し、充実を図りながら、必要に応じて関係機関との連携も行ってサポートしています。本調査では、例えば、「人の気持ちが分かる人間になりたい」「ものごとを最後までやりとげてうれしかった」「自分にはよいところがある」と答えた児童生徒の学力が高い傾向が見られる等、自尊感情や自己肯定感を高める取組の大切さが言われています。これまでから、各学校では、子どもの実態や家庭状況に対応しながら、すべての子どもたちの学習意欲を高めていくような、そして、学力向上につながる取組を丁寧に行っています。今後も、調査の結果を生かしながら、一人ひとりの子どもたちが大切にされる人権教育を進めていくために学校への支援を進めていきたいと考えています。

委員長(小川修一君) : 公立の学校教育に特に求められているのは、家庭状況など、子どもたちが置かれている状況や子どもたちの個性にかかわらず、すべての子どもたちの豊かな育ちと、確かな学びを保障すること、それぞれの力を伸ばすことだと思います。今、本市で推進している小中一貫教育の目的も同様です。それに関連して、学校教育担当として報告すべきことがありましたら、お聞かせください。

学校教育課長(若狭周二君) : 先ほどの人権教育課長の説明にありましたが、本市では、「ともに学び ともに育つ」教育を実践しています。非常に大事なことだと思っています。子どもたち一人ひとりに教育の機会均等を図るとともに教育の質的向上を図るため、学校現場の先生方は、日夜、子どもたちのため汗をかいてこられています。キリがありません

が、連日の家庭訪問、教育相談、個別支援、部活動等、実際に子どもたちのために、汗をかいています。本市では、これまでも学力実態調査を実施し、各校でも自主的に、学校予算で学力調査を行って来た経緯があります。その結果をきちんと分析し、指導方法の工夫、改善に生かしていることがあります。まさに、地域で生きる子どもたちを地域の学校で、地域の教育力の協力をいただきながら、一人ひとりの子どもたちを大切に作る取組が今までも、当然、現在も、これからも進められていくと確信しています。しかし、残念ながら、昨今、地域の教育力や家庭の教育力の低下が指摘されている中、本市においても、課題を抱える子どもたち、家庭等もあります。当然、教育委員会としてできることをしっかりと見定め、家庭や子どもたち、地域に支援していくことが大切だと考えています。

委員長（小川修一君）：本市では、これまでも、市独自で学力実態調査を実施していました。また、各校においても学校予算で学力調査に取り組むなど、日常的に客観的な学力把握を行っています。子どもたちの確かな学びの支援のために活用されています。また、経済格差と学力格差の関係も、専門的な識者の見解でもあるのですが、否定できない関係だと思えます。課題を抱えているご家庭、保護者への支援、教育委員会としての支援も必要ではないかと日頃感じるところです。さて、先ほど白石委員から公表内容が少し分かりにくかったという指摘がありました。昨年度の、公表内容、方法について事務局に寄せられた声等について、ご紹介ください。

学校教育課長（若狭周二君）：大きく5点にまとめます。1つ目は、「数値、平均正答率を用いない方法はよい方法である。大阪の教育は数字だけではない。もっと深いものがある。その背景を分析することが大切である。しかし、公表内容について一層の工夫をしてほしい」との指摘でした。2つ目は、公表内容について、「文章が読みづらい、分かりやすくないのか」との電話がありました。3つ目、以前、教育委員会委員の皆様からも分かりにくいとのご指摘をいただきました。4つ目、ある議員からは、「これで説明責任を果たしていると言えるのか。数値を公表しなさい。現場の先生をもっと信頼せよ。しかし、公表内容については、再考して欲しい。」との声をいただきました。5つ目は、「税金かけてやっている調査だろう。市民に説明責任があるぞ。」との声もありました。

委員長（小川修一君）：このような声を大事にすることも、教育施策の中に反映させていくべきことだと我々は、認識しなければならないの

ですが、昨年度の公表について各方面から意見があったと捉えておきたいと思えます。次に、調査結果の取扱いについての具体的なポイントとなります、平均正答率の取扱いについて協議します。本市の平均正答率を公表した場合のメリットとデメリットについて事務局から報告をお願いします。

学校教育課長（若狭周二君）：事務局では、デメリットについて、3点報告します。1点目について、数値、つまり平均正答率が一人歩きする可能性があることです。結果として、点数至上主義、点数競争に子どもたちを巻き込んでしまう。2点目、本市の平均正答率を公表すれば、市町村間の序列化、強いては、競争につながる可能性があります。3点目、学校の平均正答率まで公表をすることにならないかと、3点の危惧を持っています。1点目の数値が一人歩きする可能性については、数値は一つの物差しであり、今回の調査は、一部の学力、特定の学力に過ぎません。地域の方々に説明する際には、平均正答率の持つ背景、生活条件など、いろいろな条件が個々違うことを丁寧に説明する必要があると思えます。様々な環境に置かれている子どもたちが現実にいることを決して忘れてはならないと思えます。そのような様々な背景があるのに、残念ながら数値だけが一人歩きする可能性があるのではと考えています。同時に、教育条件の違い、生活条件の違い、社会的な条件の違い、子どもたちが同じ条件で受けているテストではないこと、いわゆる点数でレッテル貼りが起こっては困ることも危惧するところです。学校の平均正答率まで公表することになるのではないかとの危惧に対しては、結果として、学校別の数値を公表すれば、さらに学校間の序列化につながるし、子どもたちを追い込んでしまい、「学力向上」どころか、むしろ「勉強嫌い」まで作ってしまうのではないか。不登校に苦しむ子どもをもっと増やすことにならないか。そのような危惧から3つのデメリットがあると考えています。

次に、メリットですが、大きく2点あります。1点目は、市民の皆様、保護者の皆様への説明責任が果たせること。これによって、教育への一層の協力を得られます。2点目に、本市の課題を地域の皆様や、保護者の皆様と共有して、協働で教育を改善・充実できることが考えられます。学校での教育活動の一環として行っている以上、市民や保護者の皆様に説明する責任があるということがメリットと考えています。また、公教育が成立するのは、保護者の皆様、地域の皆様の協力が土台です。市民の皆様には、実情や課題を知っていただいた上での積極的な教育への支援、協力をいただだけるのではないかと考えています。

委員長(小川修一君) : この件についての、メリット、デメリットは、他のことにも、当然ついてくるのですが、このあたりをきっちり捉えておきながら、これから、どうするかを考えていきたいと思います。その平均正答率についてですが、学校教育課長も指摘していましたが、あくまで、学力の一部と捉えるべきで、教育課程の特定の分野の平均正答率になります。私は、「確かな学力」は、知識や技能はもちろん、学ぶ意欲や、自分で課題を見つけ、自ら学び、主体的に行動する、それを表現することができる、よりよく問題を解決する資質、能力等を全部含めたものとかねがね考えています。その点も踏まえた上で、事務局からの説明に関連して、各委員から質問、意見はありませんか。

委員(坂口一美君) : 調査結果の取扱いについて、校長会や各団体から要請があったと聞いていますが、報告いただけますか。

教育推進部長(森田雅彦君) : 9月2日に定例の校長会でこの結果返却の取扱いについて、子どもたちには、9月9日に返却しようと相談したり、学校別データなどの今後の取扱い等について協議しました。9月11日に臨時校長会を開催し、10日に府が開催した教育長会議の状況について報告させていただき、校長先生方の意見をいただきました。今回の調査は、委員長もおっしゃっているとおり、学力の特定の一部です。箕面市の平均正答率を公表すれば、市町村間の序列化につながるのではないかと、そのような意見も多数出されました。9月17日に、本日、数値を入れた案、入れない案の2つを教育委員会会議で議論いただくと説明しました。

委員(坂口一美君) : 校長会の意向で、序列化に繋がるとありましたが、先生方も含めて、もう少し具体的に懸念される理由等について教えていただけますか。また、他にどのような団体から要望をいただいたのか教えてください。

教育推進部長(森田雅彦君) : 市の平均正答率を公表すれば、次は学校の番ではないか。市の数値が公表されれば、学校間で過度な競争が生まれるのではないかと。序列化が保護者の中で話が出されるのではないかと。そのようなところを危惧されるとたくさんの校長先生方から出されました。また、団体からの要望書ですが、教職員団体、市内3つのうちの2つの団体から出されました。箕面市教職員組合からは、市の平均正答率を数字で公表すると、学校ごとの結果を開示するような要求が出てくる可能性があり、数字が一人歩きする。過度な競争を引き起こすような状況となるのが危惧される。市の結果公表については、慎重な姿勢で臨んでいただきたい。また、箕面教職員組合は、調査結果は、都道府県

の教育条件の格差、子どもたちの生活条件の格差が学力に大きな影響を与えている。全国一斉学力調査の結果や学校別の結果を公表しないように。また、全国学力調査の廃止を求めるような意見を国にあげるように。他に、日本共産党箕面市議団から、結果の公表をしないことを求めるとともに、全国一斉学力調査の廃止を国に求めること。他に、大阪府中学校長会、豊能障害者労働センター、障害のある子どもの教育を考える北摂連絡会からも結果の公表をしないことを求める要望書をいただいています。

委員（白石裕君）： 学力調査の市全体の平均正答率を公表することのメリット、デメリットについて、大変大きな問題で、私自身が今まで行ってきたことと関連しながら、考えてみました。事務局の説明にあったとおり、デメリットは否定できないと思います。序列化や無益な競争主義の結果が生じるだろうということは、否定できないと思います。ただ、それが本当に防げないものか、併せて考えないといけないと思います。それから、メリットとしては、直接的な効果があるかと考えています。1つには、全国的な中での本市の位置や大阪府内すべての市町村が公表されるとは限りませんが、その中での相対的な地位を知ることによって、我々の教育課題とは何かを見つけていくという意味では、メリットがあるかと思っています。2つめの直接的な効果としてのメリットは、各学校が市全体の平均正答率と比較して、自分たちの学校の課題とは何なのかをその学校の関係者が一つの指標として使用するという意味では、メリットがあるかと思っています。また、3つめは、私が強調したいのですが、市が公表することで、市の行政責任を果たしていく、これは、教育委員会が先頭に立って行わなければならないことですが、行政に課せられた責任を意思表示するメリットがあると思います。全国学力調査にしても、このようなことが起こる背景を考える必要があるかと思っています。大きく3つあるのではないかと思います。1つは、今、学校教育のクオリティ、質が非常に求められている時代となりました。いい意味でも悪い意味でも、学校教育の質の向上が、どこの国でも重要な政策課題になってきています。そのときに知らせない訳にはいかないと思います。2つめは、地方分権の推進もあると思います。これは、地方が自分の責任、自分の創意工夫で自分の施策を行う責任があると思います。その中で、教育行政の役割も、かつてのコントロールの役割からモニタリングの役割に変わってきていることがうかがえます。つまり、教育委員会が政策を打ち出して、それに対して、その政策が実施されたかどうかの検証をする責任があります。その検証の結果に伴って、改善措置を施していく責任が

あることが、モニタリングの機能だと思います。かつてのコントロールと違うと思います。3つめは、住民参画の教育や教育行政を求める背景があろうかと思います。今は、教育関係者だけでなく、市民の方々にもいろいろなことをお知らせして、コミュニティの教育力を上げていく時代になってきているのではないかと思います。私個人は、当事者民主主義といっていますが、教育行政の政策決定、意思決定の場に関わりのある方が加わっていただいて、地域の教育プロジェクトのシステムが必要になってきているのではないかと、そのようなときに、情報をできるだけ公開して、市の平均正答率に限っての話ですが、共有してお互いに力を合わせてやっていけないものかを考えています。また、デメリットは、ご指摘のとおりだと思うのですが、もし、これでいろいろな問題が出てくれば、見直しということも含めて、考えていかないといけないと思います。序列化や競争主義に陥らないいろいろな工夫も可能ではないかと個人的には思っています。1つは、今、公立学校が抱えている問題としては、底上げの問題が課題だと思います。平均も大事ですが、平均の中ではばらつきがあり、特に底上げを図らなくてはならない。とりわけ、そのようなことにターゲットを絞って教育改革を進めていくことでの学力の見方があるかと思います。2つめは、ご承知のとおり、学力は1、2年の施策で上がる訳ではなく、1、2年の推移で一喜一憂をすることはないので、少なくとも通常の場合であれば、4、5年かかるわけです。大事なものは、子どもたちの土台を作ることなので、4、5年かけて見ていく態度、余裕が行政にとって非常に重要な点ではないかと考えています。

委員長(小川修一君) : 我々が、この問題を考える発端となったのは、9月当初で、以降4回協議会を開催しました。その都度、今の白石委員の持論を聞かせていただき、教育委員会としても、教育委員会委員としても、このことに耳を傾けながら、今後の一つの指標として考えていきたいと私個人は思っています。事務局でもこのような形での進め方について、取り組んでいただけたらと思います。さて、取扱いについて、事務局では、どのように考えていますか。

学校教育課長(若狭周二君) : 本調査の調査結果の取扱いについては、実施要領に基づいて、適切に行いたいと考えています。

委員(坂口一美君) : 一つお聞きしたいのは、そもそも正答率を公表することで、昨年度から公表している市が何市かあるかと思いますが、公表した市が公表することでどういった成果を上げているかを教えてください。また、各国で公表している国がありましたら、その国の中での

成果が現れているかをわかる範囲で教えてください。

学校教育課長（若狭周二君）： 昨年度の段階で、公表しているのは、兵庫県伊丹市があります。そこでは、市の平均正答率を公表しており、担当者に聞くと、全国との関係において下回った結果であったが、公表した。地域住民、PTA組織の方々が「学校と一緒に何かできないか」と考え、結果として、自主的に「学力向上委員会」を設置され、合同研修会の開催やPTA・学校・教育委員会とで「家庭学習のてびき」を作成し、配布したとのこと。また、私どもの知る範囲ですが、昨年度、結果を公表しているのは、広島県福山市、大竹市、福岡県北九州市、兵庫県伊丹市、静岡県静岡市、栃木県宇都宮市、宮城県仙台市などです。すべてに聞いていませんが、住民の方が教育に参画していく動きができたと聞いています。また、今年度、現段階では、広島県大竹市、福岡県北九州市、新潟県新潟市、静岡県静岡市、神奈川県横浜市、府内では柏原市教育委員会と摂津市教育委員会が、平均正答率の公表をすると聞いています。また、外国の調査の件ですが、フィンランドなどPISAの学力テストの結果が非常に高いところもありますが、学習環境がかなり違う、教師や教える立場の方の条件がいいということもあります。大阪府がどうこうということではないのですが、教育に関しての投資が多いところは効果がある。教育条件の整備が関係しているかと思えます。

委員（坂口一美君）： 先ほどから説明責任との言葉がでていますが、本市教育委員会の説明責任とはどういったものだと思われていますか。

教育推進部総務次長（稲野公一君）： 情報公開条例はどこの市もあると思いますが、行政の情報について、市職員や行政だけの情報ではなく、市民皆さん共有の情報であるという考え方のもとに、個人情報を守らなくてはなりませんから、これは例外ですが、行政の情報は原則としてすべて市民の皆さんに情報を公開するという事となっています。これが大前提です。その例外として、公表することにより人権を損なったり、公平な競争が阻害されたり、デメリットが明らかなものについては、公表しないことができるとされ、原則は行政の情報はすべて公開することとなりますので、教育委員会としての説明責任ということではなく、行政の情報はすべて市民の皆さんに公表することが説明責任を果たすことだと思います。

教育次長（重松剛君）： 学力調査の結果公表における説明責任について、教育委員会としての問題ですが、この結果を使ってどうするか、分析してどうするかがまず一番の問題で、子どもたちの学力向上をどのような形で、きちんと責任もって、子どもたちに学力をどうつけていくか

が問題となりますので、この分析をきちんとして、もちろん、教育委員会と学校現場とで調整しながら、どういうシステム、制度を使えば学力向上に資することができるかを分析して、必要であるならば、首長と教育委員会の職務権限がありますが、子どもの学力向上に、人的なものが必要、金が必要、ものが必要と分析した結果を事務局として責任もって、予算が必要であるならば、市長に要請することが、首長と教育委員会の職務権限にきちんに対応することですので、箕面の子どもたちの学力向上させる施策を展開するところまで説明しきることが、今回の学力調査の結果公表についての教育委員会の説明責任と理解しています。

委員(坂口一美君) : 私も教育次長のおっしゃるとおりだと思います。今回は、診断という形で一部の学力を調査した上で、それをどのように学力向上に結びつけるかが大事だと思っています。説明責任は単に公表すればいいということではなく、しっかりとした施策に結びつけていく。そのための人の配置や予算を付ける、環境を整えることが非常に大事だと思いますので、その上で、教育委員会としてはっきりと紙に落としていくなり、公にしていくことが大事ですし、それは、市長との話の中で教育委員会の立場できちんと訴えていかなければならないと思っています。

委員長(小川修一君) : 子どもたちが伸びゆくための条件整備を教育委員会としては、考えなければならないということだと思います。教育次長がおっしゃったことも当然のことです。非常に難しいことですが、人員配置も我々の責務の一つだと思います。これらも含めて、行ったことを後押しする行動に教育委員会も携わらなければならないということが、今のやりとりの中で出てきたことだと思います。さて、事務局では、8月29日の調査結果返却後、分析チームで分析を開始しています。9月5日の夕方に「平均正答率を活用する場合の公表」「平均正答率を活用しない場合の公表」の2種類の公表形態を事務局に依頼しました。それでは、この2種類の公表資料の案について、説明をお願いします。

(学校教育課長 説明)

委員長(小川修一君) : 案2が昨年度と同様だということですが、昨年度と比較して、どこか変わったところがありますか。

学校教育課長(若狭周二君) : 昨年度までは、「生徒質問紙調査と学力の関係」まででした。それ以降のページは、追加しました。今のものは、抜粋版です。8分野の分析結果について追加することとなります。

委員長(小川修一君) : 今の事務局からの説明について、質問や意見がありましたらどうぞ。

委員(白石裕君) : 案1の方が確かに具体的でわかりやすい印象です。

私も問題をやってみて、随分とこれまでの小、中学校のカリキュラムと違うような聞き方が多いと感じました。多分にPISAの影響もあって、新しい子どもたちの学力を聞いているのだと思います。結果はある程度承知していますが、全体として、子どもたちも多分にとまどった結果なのだろうと思います。読み取られる方は、従来のタイプの学力テストだと思われるところが多分にあるのではと思いますが、私の個人的な希望ですが、これまでと問題の質がかなり違う問題が出ていて、そこにいい意味では先進性もある。しかし、それだけに学校での取組に大変ご苦労があったと思うのですが、そのようなことをどこかで表示してもいいのではないかと思います。今は新しい学力観で進んでいると思いますので、そのようなテストであることを知らせる必要があるのではないかと思います。また、子どもたちの学習にとって非常に大事なものは、自尊感情で、勉強していることに意味があると思うことが非常に大きなことだと思います。学習環境も大事ですが、意識の面での働きかけもみられるようなテストであればいいのにといい感想を持ちました。

委員長(小川修一君) : 白石委員からは、問題そのものについての指摘なのですが、問題は国が作成しているので、どのような形で今のような意見を反映することができるのか、事務局としての考えられる方法はどうか。

学校教育課長(若狭周二君) : 学力テストの目的の一つとして、今回、学習指導要領が改訂されますが、そのめざす方向の問題が一部入っていると思います。以前、児童生徒質問紙についてプライバシーに係る問題ではないかと指摘したこともありますので、問題についての意見等については、事務局から府教委を通じて、国に具申することに努めたいと思います。

委員長(小川修一君) : 案1は、昨年度と様式を大きく変えて、これを活用した場合、「説明責任」や「わかりやすさ」としては、いいと思います。それでは、再度この件について、さらに意見を伺います。

委員(白石裕君) : 公表についての意見を申します。本当にいろいろと考えたのですが、やらせていただくことが選択肢の一つだと思います。ただし、その場合はこのような条件であればということ考えさせていただきました。1つは、学校間の公表は絶対に行わないこと。今の学校は、そうでなくても大変なので、それでまた学力についてやるだけの力は上がらない。これは、行政の条件整備の問題だと思うので、基本的には、学校間の公表はしないことについては、注文をつけたいと思います。

また、2つ目は、行政がこのようなことを責任持って行うことの意味表明でもあると思います。もちろん、我々教育委員会委員がそのような責任を負うこととなるのですが、事務局や首長事務部局もそうですが、責任を表明したものだと思います。その際にぜひお願いしたいのは、この学力テストだけに限って言えば、条件整備としては、底上げを絶対にやっていかなければならない。これは、生徒指導や、障害のあるお子さんの場合は、学習上で大変な状況である場合には、それに対して手厚い配慮をしていくこと。今は学校だけの問題では学力はつきません。幸いに箕面市は、子ども部が教育委員会にありますので、今までも連携を持ってきましたが、子ども部と連携を持って、より一層強力な家庭の支援をしていくことがあります。また、条件整備という点では、教育条件の整備として、とりわけ教員の勤務条件の改善をする必要がある。何といても授業の質が一番大事だと思いますので、そのような意味では、先生方が抱えているいろいろな事務的な問題について、行政が整備していく課題が我々にあるのではないかと。このような条件整備の責任があります。また、3つ目は、柔軟にやらせていただく代わりに柔軟にいろいろ考えたいということです。公表していろいろな問題が出てくるのであれば、廃止を含めた見直しを考えていく必要があるのではないかと。そのように柔軟な姿勢でやらせていただく。いわばローカルオプティマム、文部科学省が中教審の答申で使っていますが、地方にはそれぞれの最適なやり方があるだろうということで、箕面市もそれを選択肢の中に入れた形でやっていくのはどうだろうと思います。

委員（坂口一美君）：今まで公表することが有効なのか、説明責任について聞いてきましたが、8月の読売新聞の夕刊では鳥取県が非公開と決定しています。保護者や地域の中にも、公開した方がいいとか、非公開がいいとかいろいろな声があると思いますが、教育現場の校長会や関係団体の懸念する部分に関しては、しっかりと耳を傾けていくべきだと思います。その上で、学校や地域との関係が崩れることを避けていかなければならないと思います。今回の調査に関する実施要領では、最終的に、市で学校の数値は公表しないとなっていますが、学校が自校の結果を公表することについては、それぞれの判断に委ねられています。市としては公表するが、学校としては公表しないということであれば、そこをどのように守っていくかということが非常に大事なことだと思っています。これが担保できなければやはり教育現場の懸念を払拭することはできないのではないかと。学力の向上もありますが、様々な地域環境や家庭環境のバックボーンが必ず結果の中にはあると

考えます。様々な課題を抱えている家庭や保護者、子どもたちもいます。その方々への支援をどうしていくか。生活条件の格差の解消も非常に必要になってくるのではないかと考えています。ですから、点数のみでなく、点数の背景にあることもしっかり把握して、事務局も私たちもこの件に関しては、取り組んでいかなければならない。その意味で、先ほどの教育次長がおっしゃった説明責任の中にこういったこともしっかりと施策に反映させていく。勉強を教えることだけではなく、子どもたちの生活の底上げをどのようにやっていくかを、大きなことですが、教育委員会としては、恒常的なことですが、箕面市の施策としてどのように落とし込んでいくかということが大事だと思います。これが担保できない以上は、果たして公表することだけでそれが解決するのかと考えています。

委員長（小川修一君）： 教育委員会として教育の推進の中で必要なことを考えながら、何らかの形での手だてを常に考えていかなければならないとおっしゃっていたと思うのです。もう一つは、このことに関する限り、学校別の数値については、何においても公表しないことを坂口委員は絶対的な条件と考えておられるということですね。さて、私の考えですが、1つは、保護者や地域の住民に対して、やはり説明責任を果たすことが必要であることです。2つは、学力については、点数で測れる学力だけでなく、測れない学力も大切である、基礎的、基本的な知識、あるいは、技能の確実な定着とともに、子どもたちの意欲や関心や態度を育てることが大事なことである。そのために、学力向上については、授業を改善することや学習習慣の定着等の取組に加えて、安心して学べる学習環境づくりや生徒指導など、もっと学校への支援が必要であれば、それを取り上げて取り組んでいくことが必要だと思います。さらに、3点目に、教育委員会からの学校への支援に加え、家庭や地域との連携、この件は、叫ばれて久しいのですが、実効のある働きかけが必要だと思います。そのためにも、この結果について、お知らせすることが必要だと思います。4点目は、一人ひとりの学力実態を把握し、指導方法の工夫改善や学習課題の解決に生かすことを学校現場でお願いしたいことです。そのためには、それなりの条件整備が当然、教育委員会としては、考慮し、最大限努力すべきことですが、そのようなことも大事だと思います。そのためにも、数字の背景にある子どもたちの学びの実態、今回は、そこにも言い及んだ問いかけがありました。その分析もしっかりと読み取った上で、課題を整理する、対応策を決める、教育委員会単体の対応だけでなく、箕面市全体、オール箕面で対応することが必要だと

思っています。つまり、学校、家庭、地域、そして行政が連携して学力向上に取り組んでいくためにも必要な情報提供が今回の一つだと思っています。市民の方々への説明責任ということから本年度の調査結果の公表の際に、箕面市の平均正答率を活用することが必要であると思います。以上のことから、私は、案1で公表すること基本的に考えています。

委員（白石裕君）：先ほど申した3つの付帯条件をつけて、しばらくやらせていただいたらと思います。

委員長（小川修一君）：3つの条件付きでご賛同いただけるということですね。

委員（白石裕君）：はい。

委員（坂口一美君）：地域や保護者に説明責任を果たしていくということですが、昨年度の周知の仕方を見ても非常にきめ細やかな周知になっていないと思います。ホームページ等での周知でしたし、今年度箕面市の教育委員会として公表するのであれば、単に学校に周知を任せるのではなく、教育委員会そのものが、学校にきちんと、どういった手だてで周知していくか、保護者や地域に知らせていくかについて、責任をとらなければならないと思います。その部分が今のところ担保できるのが非常に不安に感じますし、何度も言いますが、市が公表したら、次は自分の学校がどの位置にあるのかということで、結果を公表してほしいというような学校へ公表を迫ることがなきにしもあらずだと思います。そこをしっかりと私たちが守りきれぬかどうかという部分が私はその点では公表に関しては同意しかねます。しかし、委員長や白石委員がここまでの条件を付きでというご意見は尊重していきたいと思います。

委員長（小川修一君）：全面的に賛同しきれないけれども、私の意向に委ねるという話でよろしいですか。

委員（坂口一美君）：はい。

委員長（小川修一君）：以上、今回の公表に際しては、私が申しました案1により、実際の数字を入れて公表の際に活用したいと思います。1次報告となっていますので、速やかに公表することを私どもは考えています。また、2次報告については、10月末に予定しています。その際には、より詳細な分析をもって具体的な取組等についても言及したいと考えています。

委員長（小川修一君）：以上をもちまして、議案第52号を議決することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

- 委員長（小川修一君）：異議なしと認めます。よって、本件を議決したいと思います。以上をもちまして、本日の会議は全て終了しました。付議された案件、議案1件は、議了しました。
- 委員長（小川修一君）：これをもちまして、平成20年第2回箕面市教育委員会臨時会を閉会とします。

（午後4時36分閉会）

以上のとおり会議の次第を記し、相違ないことをみとめたので、ここに署名する。

箕面市教育委員会

委員長

小川修一

委員

坂口一美